ご記入者の情報：

ご年齢（　　　　　歳） 診療経験年数（　　　　　年）

診療科（　　　　　科） 診療科の属する都道府県（　　　　　　）

①　先生の診療科が小児科の場合、１８歳以上の患者さんを診ておられますか？

　　　　　　はい　（　　　　　人位）、　いいえ

②　この１年間に、主治医として、運転（免許）に関する診断書を求められたことがありますか？

　　　　　　はい　（　　　　　件）、　いいえ

1. 運転（免許）に関する診断書作成において問題点があると思われますか？　（　はい、　いいえ　）

　　問題点を具体的にお書きください。スペースが足らない場合は裏面をご利用下さい。

1. 2014年の道路交通法改正により「医師は、その診察を受けた者が一定の病気等のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者等であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができることとする」（第101条の6）と定められました。2014年6月以降、以下に該当する患者数をお答え下さい。

公安委員会へ届け出を行った　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　）人

届け出を考慮したが、運転禁止の説得に応じたため届け出なかった（　　　　　　）人

届け出が適当と思われたが、実際には届け出には至らなかった　　（　　　　　　）人

⑤　④の届け出に関するガイドラインについてお尋ねします。

1. 日本医師会の届け出手続きに関するガイドラインがあることを知っている　（○　　×）
2. 日本てんかん学会の「てんかんに関する医師の届け出ガイドライン」が

あることを知っている　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（○　　×）

⑥　運転（免許）に関する患者の意識に変化があると感じますか？　2014年の道路交通法前後の変化についてお答え下さい（自由記載）。スペースが足らない場合は裏面をご利用下さい。

⑦　現行の道路交通法運用基準についてお答え下さい。

1. 曖昧、または、わかりにくい　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（○　　×）
2. 初回発作時や減薬中の発作再発時などより細かい規定があるべき　　　（○　　×）
3. 免許取得に必要な無発作期間2年間は妥当だと思う　　　　　　　　　（○　　×）
4. 免許取得に必要な無発作期間は1年が妥当だと思う　　　　　　　　　（○　　×）

現行の道路交通法運用基準についてのご意見（自由記載）

　　スペースが足らない場合は裏面をご利用下さい。

⑧　「てんかんと運転」について、学会として取り組むべきだとお考えの点があればご記載下さい。

　　スペースが足らない場合は裏面をご利用下さい。

⑨　「てんかんと運転」について、行政（警察庁や厚生労働省など関係省庁）への要望がございましたらご記載下さい。

　　スペースが足らない場合は裏面をご利用下さい。

⑩　「適性検査に係る医師」として公安委員会から委嘱されましたか？　（　はい、　いいえ　）

⑪　その委嘱をお受けになりましたか？（　はい、　いいえ　）

　　いいえの場合の理由：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　はいとお答えになった方は⑪以下の質問にお答えください。

　　⑨または⑩でいいえとお答えになった方は、ここまでで結構です。ありがとうございました。

⑫ あなたはてんかん学会認定の専門医ですか？（　はい、　いいえ　）

⑬ この１年間に何人の適性検査をされましたか？（　　　　　　人）

⑭　適性検査において、問題があるとお考えですか？（　はい、　いいえ　）

　　具体的にどのような問題があるでしょうか？

　　スペースが足らない場合は裏面をご利用下さい。

⑮ 適性検査について、学会として取り組むべきだとお考えの点があればご記載下さい。

　　スペースが足らない場合は裏面をご利用下さい。

⑯　適性検査について、警察庁への要望がございましたらご記載下さい。

　　スペースが足らない場合は裏面をご利用下さい。

ありがとうございました。

**臨時適性検査を行った会員へのお願い**

　臨時適性検査を行った症例は基礎資料として極めて重要と考えます。個人が特定されない形で判定結果等の情報をご提供いただけませんでしょうか。ご協力いただける方は、学会ホームページから臨時適性検査結果記入用紙（エクセルファイル）をダウンロードしてご利用ください。よろしくお願いいたします。